

水俣市元気村づくり条例 [骨子]

- 理念**・生産と暮らしの憩いの場を提供する農山漁村
・村の風景は生存景観であり、水が作った村の佇まいを風格あるものにする
・自然と生産と暮らしがつながり、常に新しいものを作り出す力のある元気村づくり

第1条 (目的)

- ・豊かな村づくり
- ・風格ある村の佇まいづくり
- ・交流の促進

第2条 (定義)

- ・「豊かな村づくり」
- ・「生活の旅」
- ・「風格ある村の佇まい」
- ・「村丸ごと生活博物館」
- ・「地区環境協定」
- ・「生活学芸員」
- ・「生活職人」
- ・「事業者」

第3条 (市の責務)

- ・元気村づくりの指針
- ・促進

第4条 (住民の責務)

- ・元気村づくりの推進
- ・市の施策に協力

第5条 (事業者の責務)

- ・必要な措置を講ずる
- ・市の施策に協力

第6条 (自主的な活動の促進等)

- ・自主的活動を促進
- ・必要な措置を講ずる

第7条 (国などとの連携)

- ・国や地方自治体との連携
- ・必要な措置を講ずる

太線は元気村づくりの三本柱です

第8条 (豊かな村づくり基盤の整備)

- ・農林水産業基盤
- ・結い、もやいなどの共的領域の経済
- ・自給自足経済基盤

第9条 (風格ある村の佇まいづくり)

- ・風格ある村の佇まいづくりを地区と協働で促進

第10条 (交流の促進)

- ・まちと村の交流
- ・生活の旅の場と機会の提供

第11条 (村丸ごと生活博物館の指定)

- ・元気村づくりは、村丸ごと生活博物館の指定を受けて行う

第12条 (生活環境保全等の方針)

- ・指定を受けようとする地区は、地区の自然、生活文化遺産、産業遺産の確認、保存、育成、修復、地域の生活環境保全等に関する方針を定めなければならない。

第13条 (地区環境協定の締結)

- ・地区環境協定の締結

第14条 (生活学芸員)

- ・生活学芸員の配置
- ・認定

第15条 (生活職人)

- ・生活職人の育成
- ・認定

第16条 (環境マスターの育成)

- ・環境マスターの育成

第17条 (財政措置)

- ・必要な財政上の措置を講ずる

第18条 (指導等)

- ・事業者及び住民への指導、助言、勧告

第19条 (委任)

- ・必要な事項は、市長が別に定める